

第3回パパ育休から始める埼玉職場改革大賞受賞企業周知用動画制作及びWEB広報業務委託仕様書

- ・この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・企画提案競技後、埼玉県は委託候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を委託候補者の企画提案内容に合わせ修正の上、契約を締結する。

1 委託業務名

第3回パパ育休から始める埼玉職場改革大賞受賞企業周知用動画制作及びWEB広報業務委託仕様書

2 委託期間

契約日から令和9年3月15日

3 目的

本業務は男性の育児休業取得をきっかけとした職場改革に取り組む県内中小企業である「パパ育休から始める埼玉職場改革大賞」（以下、「パパ育休職場改革大賞」）の受賞企業とその優れた取り組みを県内に周知することで、県内企業が男性の育休取得を推進する機運醸成を図ることを目的に、知事と受賞企業との座談会の様子を収めた動画の制作及びWEB記事の制作・広報並びに、大賞受賞企業へのインタビュー動画の制作をするものである。

インタビュー動画により、受賞企業の優れた取組が県内の他の企業に波及することに加え、県のトップである知事と受賞企業との座談会の様子を発信することで、受賞企業の対外的なPRやパパ育休職場改革大賞の認知度向上が期待される。また、大賞に限定したインタビュー動画の制作により、企業の応募へのインセンティブとなることを目的とする。

4 委託業務の概要

- (1) パパ育休職場改革大賞表彰式における知事と受賞企業との座談会（以下、単に「座談会」という）の動画の制作
- (2) 座談会のWEB記事制作・広報
- (3) パパ育休職場改革大賞 大賞企業インタビュー動画の制作

5 委託業務の内容

(1) 座談会動画の制作

「第3回パパ育休職場改革大賞」表彰式の会場内で実施する座談会の様子を収めた動画を制作する。

座談会を通じて、受賞企業の優れた取組や経験を共有し、視聴者（若手ビジネスパーソン・就活生等の求職者など）が興味を持ち、共感しやすい内容の動画とする。

ア 開催日時等

- ・令和8年11月27日（金）13時30分～15時00分

うち、座談会は、表彰式終了後の５０～６０分を予定

- ・場所は知事公館を予定。

イ 出演者

- ・ファシリテーター １名（有識者を県が選定）
- ・知事
- ・受賞企業 ５社程度（各社代表者１名程度を想定）

※受賞企業は１１月上旬に県が決定する

ウ 座談会の配置について

- ・座談会は正面から知事、ファシリテーター、受賞企業の表情が視認できる配置とする
- ・配置案は県が作成するが、撮影に適した配置があれば、提案すること

エ 座談会の内容について

- ・進行内容案は県が作成し、受託者と協議の上決定する。ただし、後記（２）で制作するWEB記事のために適した進行や内容があれば、提案すること

オ 撮影について

- ・撮影に使用する機材及び消耗品等は受託者の負担とする
- ・座談会の様子を撮影するにあたり、固定カメラのみの定点撮影は避けること
- ・会場全体の映像や、出演者の個別アップを織り交ぜるなどにより、座談会全体の雰囲気伝えること
- ・動画制作の上で必要であれば、表彰式の様子を撮影すること

カ 編集について

- ・編集に使用する機材及び消耗品等は受託者の負担とする
- ・県SNS等を活用した広報に用いることを前提とし、１分程度の動画を制作すること
- ・動画内に必要に応じて字幕を入れ、重要発言は強調するなど、見やすく編集すること

キ 納品について

- ・納品の前に、雇用・人材戦略課及び出演者に監修を受けること（校正回数は定めない）。
- ・動画と合わせて、字幕についても監修を受けること。なお、監修の際は、字幕の文字を別途、データ（Word ファイル）で提出すること
- ・納品はデータ（mov 及び mp4）及び記録媒体（DVD）で納品すること。
- ・データは令和８年１２月１８日（金）までに、記録媒体は令和８年１２月２５日（金）までに納品すること。

ク 実施計画について

- ・座談会当日の流れや出演者の配置、撮影体制、スケジュール等を記載した実施計画書を１１月６日（金）までに、県に提出し、県と協議の上で詳細を決定すること

（２）座談会のWEB記事制作

- ・座談会の内容について、WEBページに掲載する記事を制作する
- ・座談会の内容を文字起こしした資料は県から受託者に提供する

・写真を多用するなど、見やすいページの編集に努めるほか、後記（４）で掲載する WEB 媒体の主な利用者層の関心を惹きつけるような構成・内容とすること

（３）WEB ページ内に掲載する誘導枠としてのバナークリエイティブの制作

WEB ページ内に掲載するバナークリエイティブを２種以上制作すること

後記（４）で掲載するWEB 媒体の主な利用者層の関心を惹きつけるようなデザインにすること。記事の掲載期間中、（４）イの最低PV数の達成が難しいと見込まれる場合は、バナークリエイティブのデザインを修正するなど、PV 数達成のため調整すること

（４）WEB 記事の掲載

（２）で制作したWEB 記事及び（３）で制作したバナークリエイティブを若手ビジネスパーソン及び就活生などの求職者が多く利用するWEB 媒体に掲載する

ア 掲載期間 令和 9 年 1 月から 2 月の期間で 4 週間以上

イ ページの最低 PV 数 5, 0 0 0 PV 以上

（５）実施報告書の作成

バナークリエイティブの PV 数やクリック数を含めた数値結果を元に傾向を分析した報告書を作成すること

（６）大賞企業インタビュー動画の制作

パパ育休職場改革大賞の大賞受賞企業（１社）に対して、事業内容と育休取得推進の取組についてのインタビュー動画を制作する。

視聴者として、男性の育児と仕事の両立支援や育休取得の推進に関心のある企業経営者・人事担当者などを想定する。

ア 県との調整（１１月）

・企業への質問等インタビュー内容について、事前に県と調整を行う

イ 企業との調整（１２月）

・企業と受託者で事前に打合せを行い、撮影スケジュール及びインタビュー内容等について調整を行う。

ウ 動画の撮影（１２～１月）

・撮影に使用する機材及び消耗品等は受託者の負担とする。また、事前に撮影場所や取材対象者への許諾が必要な場合は、原則として受託者がその手続の交渉を行うものとする。

・撮影場所は任意の場所（インタビュー企業の所在地含む）で構わないが、撮影場所の手配は原則受託者が行うものとする。

エ 編集について

・編集に使用する機材及び消耗品等は受託者の負担とする

- ・視聴者に企業の取組や雰囲気が伝わるよう、編集により、5分程度のロングバージョンと30秒程度のショートバージョンの2パターンを制作すること
- ・動画全体に字幕を入れ、重要発言は強調するなど、見やすく編集すること

オ 納品について

- ・納品の前に、雇用・人材戦略課及び出演者に監修を受けること（校正回数は定めない）。
- ・動画と合わせて、字幕についても監修を依頼すること。なお、監修の際は、字幕の文字を別途、データ（Word ファイル）で提出すること
- ・納品はデータ（mov 及び mp4）及び記録媒体（DVD）で納品すること
- ・動画は令和9年2月26日（金）までに納品すること

（7）完了報告

全ての事業終了後、事業の実施結果について、別途県が指示する項目に従い報告書を提出すること。

6 業務運営体制

（1）運営管理責任者

本業務を統括する運営管理責任者を1人配置し、業務全体の進捗管理、県との連絡調整等の業務を行うこと。

（2）業務担当者

5（1）の業務を実施する担当者を1人以上配置すること。運営管理責任者、業務担当者については、一部の業務において同一人が兼務しても構わないものとする。ただし、業務遂行に当たり支障が出ないよう必要な人員を配置すること。

（3）問合わせ窓口の設置

本業務の問合わせ窓口（電話・FAX・メールアドレス）を設置し、対応すること。

7 留意事項

- （1）本件受託において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。
- （2）受託者は、本業務に関わる者の人事管理について、一切の責任を負う。
- （3）受託者は、本業務に関わる者に対し安全衛生及びその他業務上必要な事項についての指導・教育を徹底する。
- （4）受託者は、本業務において配置した全ての者に関して、県及び外部関係者等により本人の適性に疑義が呈された場合、改善に向けて必要な措置を講じること。
- （5）受託者及び本業務に関わる者は、本業務の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。また、本業務終了後も同様とする。
- （6）本業務を通じて取り扱う個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適正に取り扱うこと。

- (7) 本業務にかかる経費は、本仕様書において県が負担する又は無償とする旨の記載がある場合を除き、原則受託者の負担とする。
- (8) 本業務の実施における危機管理体制（緊急連絡網等）については、本業務開始時に県へ報告する。
- (9) 感染症の影響等に伴い、業務内容等を変更せざるを得ない状況となった場合には、県と協議の上、柔軟に対応すること。また、感染症の防止対策についても柔軟に対応すること。
- (10) 本仕様書に定めるもののほか、疑義が生じた場合はその都度県と協議して決定する。
- (11) 本仕様書に定めるもののほか、受託者の企画提案書に記載されている事項についても、県と協議の上、適切に履行すること。
- (12) 本業務に使用する映像、イラスト、写真等の中で第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。
- (13) 本業務の成果物等に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、原則として全て県に帰属するものとする。

8 委託契約額の支払い

- (1) 本業務の実施に当たり、委託料により発生した収入がある場合は、県に返還しなければならない。
- (2) 委託料に不足が生じた場合であっても、県は不足額を補填する義務を負わない。